

東京弁護士会あっせん・仲裁センターとは？

設立の経緯

東弁のあっせん・仲裁センターは、1994年7月に発足したが、それに先立ち二弁では、1990年に仲裁センターを設立していた。東弁でも設立するにつき、会内では、本来裁判所が改善努力をすべきものを弁護士会でやってしまつては、裁判所が改善の努力をしなくなるから反対であるとの議論があった。そこで、二弁の制度をよく勉強することから始まった。

そのコンセプトは、以下のとおりである。

- ①裁判所は余り当事者の話をよく聞いてくれないから、よく話を聞く機関を設立する。概ねは両当事者からよく話を聞けば解決するものだ。そのため、1回にかける時間を2時間にし、申立てから第1回の期日までの間を20日とした。その結果、解決が早まった。
- ②話し合いに当初から専門家を入れることで、ずばり問題点にたどりつく。これは東弁ではよりその機能を高め、現在、建築士会、機械や電気の技術士会、家庭裁判所OBからなる家庭問題情報センター、不動産鑑定士協会、税理士会、公認会計士協会、産婦人科医会等と提携し、当初から専門的な論点を把握できるようにしてある。
- ③発足当時の民事訴訟法、その後の公示催告手続、及び仲裁手続に関する法律上に記載された「仲裁」

は、仲裁合意が最初に必要なが、当会は、まず「あっせん」を行ない、できるだけ話し合いによる解決ができるようにして、それで解決しないとき、仲裁合意に基づく仲裁とすることにした。このように、東弁では、徹底して信頼を得てから仲裁合意をとるようにした。なお、この点については、今回、規則の改正がなされ、最初から仲裁の申立てをすることも認められるようになった。

- ④立証責任より常識を。裁判だと65%の立証だと勝てないが、黒白でない将来に向けた解決を旨とする。

こうしたメリットを確認し、設立したのだが、他会との違いは、成立報酬が一弁、二弁より安い（例えば解決額が1,500万円の場合、東弁では成立手数料15万円であるのに対し、一弁、二弁では成立手数料60万円）ことくらいであろうか。

設立により、法律相談で裁判をするような事案でもないということで、アドバイスだけで放っておかれたものが、解決を求めてテーブルに載るようになった。

人事委員会を通して選任されたあっせん・仲裁人を両当事者が名簿から選任できるようにしたのももちろんであり、本質が私的自治の拡張であるから、『解決により当事者同士の納得による自律規範ができ、裁判所の判決では裁判官による他律であるから』より満足度の高い制度となった。

産婦人科医会との協力関係

専門家仲裁については、前年度に助言者だけではなく、仲裁人として参加できるように規則を改正し、建築士会、税理士会等との協定書を結び直していたが、2002年度に全国仲裁連絡協議会で実施したシンポジウムの発展として医会との協力が築けないかが懸案とされてきた。

そのような中で、シンポジウム参加者の産婦人科医師があっせん・仲裁センターへの協力に積極的な発言をして

いたことから、産婦人科医会に正式に仲裁人あるいは助言者として協力を依頼できる協定書の締結を求めている。最終的には産婦人科医会との正式協定の合意には至らなかったものの、当会（東京三弁護士会）からの協力要請があれば、非公式な個人の資格ではあるが、協力医師の推薦をもらえるようになり、これがうまく機能すれば、将来的には正式な協定を結ぶ含みもあり、産婦人科医会との協力関係について一応のルールを敷くことができた。

どのような事件が扱われたか

東弁のあっせん・仲裁センターへの申立ては、当初年50件くらいであったものが、2001年には150件となり、徐々に件数を増やしたが、多くの会員が、そのメリットを知らないためか、裁判所の民事調停に比較して件数が少ない。そこで、どのような特色のある事件が扱われたかについて述べる。なお、具体的な事例は、東弁あっせん・仲裁センター発行の解決事例集Ⅰ、Ⅱを参考にしていきたい。

(1) 加害者からの申立て

けんかやミスをした歯医者など、相手が高額な慰謝料を要求。また、刑事告訴され示談が必要な場合。

(2) 近隣紛争

ゴミの捨て場所、騒音など、裁判所では余りとりあげてくれない問題。

(3) 男女間のもめごと

不倫や別れ話の慰謝料、セクハラ等の慰謝料等相手方が出頭しにくい場合（※事案により電話で解決し、書類に署名してもらって解決する）。

(4) 専門家を要する事件

建築紛争や、離婚で子の面接交渉を伴うもの、医療過誤、技術士による製造物責任の解決。

(5) 人を選べることによる解決

消費者センターで解決しなかったものが、東弁で消費者問題の専門弁護士が解決したり、家庭裁判所で解

決しなかった離婚が解決したこともある。

(6) 即決和解を利用したもの

申立てで20日以内に解決すれば、建物の明渡等簡裁の即決和解をすぐ利用できるようになって

(7) 管財人との問題

大型破産事件等の管財人同士で債権額を確認する場合（※裁判所でやるより早くてよいと東京地裁民事20部からも推薦された例もある）。

(8) ペットの問題

猫が庭を荒らしたとか、ペットを預かっていた業者が散歩に連れていて犬が死んだ等の問題。

(9) 裁判所では時間や場所の確保が困難な事件

遺産分割で当事者が大島と千葉にいたりとか、相手方が茨城にいたりする場合（※土日に仲裁人の事務所を利用したり、電話を活用する）。

(10) 裁判所では、請求権を立てにくい問題

姉と弟の賃料分配、ダンプによる地盤沈下、退職金、リース契約。

(11) 裁判所に持ち込んでは両当事者ともデメリットとなる事件

例えば、既存別途工事の代金につき、合意ができないが、工事を進めないと予定した竣工に間に合わないケース等（※既存の別途工事はあっせん・仲裁センターで解決すると仲裁合意し、工事を進めるという場合）。

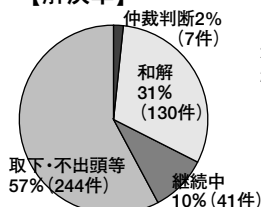


あっせん・仲裁センター実績資料 (2001.4.1～2004.4.12)

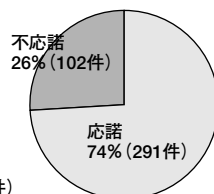
【年度別申立件数】

2001年度	155件
2002年度	138件
2003年度	129件

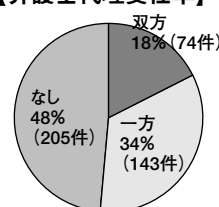
【解決率】



【応諾率】



【弁護士代理受任率】



【解決までの日数】

	平均日数	平均回数
和解	64日	2.6回
仲裁判断	75日	2.8回